答弁第五七号平成十年七月二十八日受領

内閣衆質一四二第五七号

平成十年七月二十八日

内閣総理大臣 橋 本 龍 太 郎

衆 議 院議長 伊藤宗一郎 殿

衆議院議員坂口力君提出石油流通問題に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一について

揮 , 発油 等の品質 の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第八十八号。 以 下 「品· 確法」という。) に基

づく揮発油販売業者の登録によれば、 平成六年度から平成九年度までの各年度末における給油所数の推 移

は次のとおりである。

平成六年度末 六〇、四二一

平成七年度末 五九、九九〇

平成八年度末 五九、六一五

平成九年度末 五八、二六三

な お、 揮 発油等 \mathcal{O} 品質の確保等に関する法律施行規則 (昭和五十二年通商産業省令第二十四号)では

揮発 油 :販売業者の登録の際に必要な申請書 の記載事項の一つとして、 「給油所ごとの揮発油の購入先」を

挙げてい るが、 揮発 油 の購入先が単一でなく複数にわたる場合、 登録後揮発油の購入先を変更する場合等

があるため、 実際に各給油所がどのような商標のサインポールを掲げているかを把握する仕組みとはなっ

ておらず、 給油 所数の系列ごとの内訳については、 正確な数値を把握 していない。

二について

石 油 審 議 会石油部会石油流通問題小委員会の取りまとめ (以下「流通問題小委員会取りまとめ」とい

う。)に記載された規制 緩和等にかかわる施策に関して、その根拠法律及び政省令とその進ちょく状況に

ついては、別表記載のとおりである。

三について

流 通問 題 一小委員会取りまとめにおいては、 今後の行政の対応として、 規制緩和 の趣旨が 徹底され、 市場

メカニズ ムが健全 に機能することを確保すべく、 供給 元証 明や輸出承認手続という制 度の 見直 しゃ、 不当

廉売 0 解 消等の 公正競争 ル ルル の徹底等による競争環境 の整備を図っていくべきであると指摘され あ

わ せて、 累次 の規 制 緩和の定着を図るため、 エネルギー安全保障の 観点から必要となる場合を除き、 行政

は 市場への 関与を極 力抑制 していくことが求められているとも指摘された。

こうした指摘を踏まえ、 通商産業省にお いては、 事業者の経営の自由度を広げ、 多様な選択肢を意識

た事業者の創意工夫の発揮を促すために、 平時における行政の関与を抑制し、 供給元証明の廃止、 石 油製

品輸出 う。)において問題とされる不当廉売等 独占 \mathcal{O} 禁止 [の実質自由化といった規制緩和措置を実施するとともに、公正競争ルールの徹底については、 及び公正 取引 \mathcal{O} 確保に関する法律 の解消に向け、 (昭和二十二年法律第五十四号。 公正取引委員会とより密接な連携をとっていると 以 下 「独占禁止 法 とい 私的

なお、 緊急時対応の在り方については、今秋以降、石油審議会において、検討することとしている。

四の1から3までについて

ころである。

れてい は、 よって保護されており、 商 当 該 標権 通常使用 は、 商標法上の権利行使として、 その権利者の業務上の信用を維持するため、 権 の設定行為で定められた範囲内で、 同法による権利 商標権者は登録商標の使用を許諾する権利を有し、 の行使と認められる行為については、 指定商品等について登録商標を使用することがで 商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号)に 独占禁止法の 適 許諾された者 用が除外さ

された商標が消費者にとって事実上唯一の情報となること等の理由から、 揮発油等の場合は、 商品それ自体に商標を付することが困難であり、サインポール等給油所の設備に付 揮発油等供給業者が販売業者に

きる。

登録 商 標 \mathcal{O} 使用を許諾 する際に、 これを使用する給油 所が他 の供: い給元の 揮発油等を取 り扱うことを制限 す

る場合が多い。

0) 湯合、 揮発油等供給業者と販売業者との間の契約において、 揮発油等供給業者の登録商標を使用し

て販売する揮発油等はすべて当該揮発油等供給業者が供給したものでなければならない旨の義務を課した

としても、 直ちに独占禁止法上違法となるわけではないが、 例えば、 有力な事業者が、 登録 商標 の使用 \mathcal{O}

許諾 に際 して、 他 |の供給 元の揮発油等の取扱いを禁止することによって、 新規参入者や既存 の競争者 に

とって代替的な流 通 経路を容易に確保することができなくなるおそれがある等の場合には、 不公正 な 取 引

方法に該当して、 同法上違法となる可能性があり得る。 なお、 この判断に つい 7 は、 個別具体的 事 例 に 即

してなされることとなる。

流 通問 題 小委員会取りまとめでは、 「ライセンサー が 商標保護のためにライセンシーの 取引先選 択 の自

由 を制限する場合には 他の取引条件等も総合的に勘案し、 双方にとって魅力的、 合理的 な取引条件の設

定がなされることが、このような取引が選択される当然の前提である」と指摘している。

四の4から6までについて

され た 商 標は、 ており、 商 標 \mathcal{O} 機 般に、 同法 能 に に か よる 自 ん が 他 権 み、 商 利の 品品 商標 識 行 別 使と認 機能 権 は、 \mathcal{O} めら そ ほ $\overline{\mathcal{O}}$ か、 権 れる行為に 品質保証 利 者 \mathcal{O} 業 証 機能、 っつい 務 上 ては、 \mathcal{O} 信 広告宣伝 用 独占禁 を維持す 機能 止 法 を有するとされてい るため、 0 適 用 商 が <u>除</u> 標 外され 法に ょ 7 0 7 7 こう る。 保

積極的

に評価されるものである。

商標

権

 \mathcal{O}

行

使が適

正

元に行わ

れてい

る限りにおいては、

商標の厳格な保護

は、

消費者利益との

関係

からも、

され 録 る場 登録 商 揮 合が た商 商 発 標を使用 標 油 多 標が 等の場合は、 \mathcal{O} (V 使 用 が、 消費者にとって事実上 して を許諾する際に、 販売する 0 場合、 商 る揮 品 それ自体に商標を付することが困難であり、 揮発 発油等はすべて当該 これ 油 等供 唯 を使用 0) 給業者と 情 する給油 報となること等 揮 販売業者 発 油等 所が 닐 供 他 \給業者 0) O \mathcal{O} 間 供 理 由 給 \mathcal{O} が 契 から、 元 供給 約 \mathcal{O} サインポ 揮 に 揮 L お 発 た 油 発 1 ŧ 等 油 て、 を取 等供 のでなけ ル等給 揮 給業者が 発 り扱うことを 油 等供 ればならな 油 所 販売 \mathcal{O} 給 設備 業 光業者に 者 制 に付 限 \mathcal{O} 旨 登 す

つい 方、 ても他 揮発油等供給業者が販売業者に登録商 \mathcal{O} 揮 発油等供給業者とは 一切取引してはならない旨を義務として課した場合には、 標 \mathcal{O} 使用を許諾する際に、 指定商品である揮発油等以外に 商標権 者が

 \mathcal{O}

義務を課したとしても、

直ちに独占禁止法上違法となるわけではな

法に 有してい よる権 るのは指定商品等について登録 莉 の行 使と認 8 5 れる行為を逸脱 商標の使用を独占的に行う権利であることにか してい るため、 独占禁止法による不公正 な取引に該当するか ん が みれ ば、 商標

兀 0) 7 に ١ ر

否

ゔ

 \mathcal{O}

判

断

が

必要となる。

なお、

この判断については、

個

別具体的

事

例に即してなされることとなる。

ては、 規格に合致するものとして自社製品として保証する場合には、 御質問にあるような元売業者間において広く行われている石油製品の融通制度 実際の製造者と商標権者が異なることになるが、 他 の製造者の製品であっても、 他の製造者の製品につい (バーター取引) 自 社 て自社の登録 の製品 におい の品質 商 標

五. 0) 1

販売業者の取引先の選択肢としては、

これまで取引してきた供給元にかかわらず他の供給元との取引条

t 許諾する際に、 を使用することは、 のでなければならない旨の義務を課したとしても、 商 標権 に つ 1 \mathcal{O} 行使が 7 当該商標を使用して販売する揮発油等はすべて商標権者たる揮発油等供給業者が供給 適正に行われている限りにおいては、 商標権者の責任と判断 に お 7 · て認 直ちに独占禁止法上違法となるわけでは められる。 揮発油等供給業者が販売業者に登録商標 な の使用が した を

件を比較、 選択することや、 販売業者自身のプライベ ート・ブランドの活用によりノンブランド製品を購

入すること等がある。

五の2について

揮 発油は流体であってバルク状で取引されることが一般的であるため、 途中の流通段階において他の油

種との混和の可能性があること、消費者が見ても品質や混和について判断できないこと等から、 揮発油 販

売業者に対して、 原則として、十日に一回揮発油の分析を行わせることにより、 規格不適合の揮 発 油 を消

費者に販売することを防止しているが、 十日に一回の分析義務については、 流通経路に変更がないことが

継続 的 に保たれ、 揮発油生 産業者等の製 品品 の品質に変更が加えられないことを条件に、 揮発油生産業者等

から供給を受ける販売業者の分析義務を一年に一回とする軽減措置が 認められ てい る。

を受けた場合には、 ノンブランド製品についても、ノンブランド製品の供給業者が、 当該供給業者から供給を受ける販売業者も、 分析義務の軽減措置を活用することが可 国が指定する分析機関による品質確認

能となる。

販売業者が仕入先を頻繁に変更する場合は、ブランド製品、 ノンブランド製品のい か んにかかわらず、

前述のような揮発油の特性にか んが み、 流通段階で混和が行われる可能性を否定し得ない現状にお いて

は、 消費者保護等 の観点か 5 十月 に 回 の分析義務を課す必要があるものと考えてい

六について

石油製品の共同購入は、 製品の調達コストを削減し、 また、 販売業者の価格交渉力の向上に資する場合

があることから、 通商産業省においては、 本年四月に策定した中小企業近代化促進法 (昭和三十八年法律

第六十四号)に基づく石油製品の販売業の中小企業近代化計画において、 共同購入によるコスト競争力の

強化を経営効率化の選択肢の一つとして位置付けたところである。

			}	
施策	進ちょく状況	実施時期	根拠	法令
供給元証明制度の廃	廃止した。	平成十年一月	品確法第四条	
止		日	揮発油等の品質の確保等に関	確保等に関
			する法律施行規則第三条	第三条
石油製品輸出の実質	石油製品の輸出について、承認	平成九年七月	外国為替及び外国貿易法(昭	貿易法(昭
自由化	要件を簡素化し、平時において	日	和二十四年法律第二百二十八	二宣二十八
	は実質的に輸出を自由化した。		号)第四十八条第三項	三項
			輸出貿易管理令(昭和二十四	昭和二十四
		•	年政令第三百七十八号)第二	八号)第二
20			条第一項第一号	
有人セルフサービス	導入した。	平成十年四月	消防法(昭和二十三年法律第	三年法律第
方式の給油取扱所の		日	百八十六号) 第十条第三項及	条第三項及

		務の簡素化を行った。	
号)第五条		て、事業者の負担軽減と行政事	制緩和
法(昭和五十年法律第八十四	十九日	事業所の新設等の届出につい	災害防止法関係の規
石油コンビナート等災害防止	平成十年一月	レイアウト規制を受ける第一種	石油コンビナート等
	3	めの所要の措置を講ずる。	
		え、できる限り早期に実施のた	
	期	調査検討委員会の結論を踏ま	時の立会義務の緩和
消防法第十三条第三項	平成十年度早	給油取扱所の安全性等に関する	給油取扱所の荷卸し
十七条第六項			
号)第十七条第五項及び第二			
(昭和三十四年政令第三百六			,
危険物の規制に関する政令			
び第四項			導入

百八十号)第四十六条第三項		結果、経済性の観点から石油業	底トンネル等の通行
道路法(昭和二十七年法律第	ŧ	エスコート方式について検討の	危険物積載車両の水
		(カルテル)を廃止する。	
律第百八十七号)第二十八条		団体)は内航タンカー運賃協定	定の廃止
海上運送法(昭和二十四年法	平成十年度末	内航タンカー運賃協定(事業者	内航タンカー運賃協
		解消した。	
第一項第五号		ることにより、船腹調整事業を	
年法律第百六十二号)第八条	十五日	内航海運暫定措置事業を導入す	船腹調整事業の解消
内航海運組合法(昭和三十二	平成十年五月	日本内航海運組合総連合会は、	内航海運業における
		要の措置を講ずる。	
一条		技術審議会での結論を得て、所	
年法律第百八十五号)第六十	(結論)	については、平成十年度に運輸	検整備の見直し
道路運送車両法(昭和二十六	平成十年度	自動車検査証の有効期間の延長	自動車の検査及び点

(注) 「根拠法令」とは、当該規制の根拠となっている法令をいう。

7.	八年法律第百二十二号)等			+-
	石油需給適正化法(昭和四十			180
	第百二十八号)	(結論)	検討することとしている。	
	石油業法(昭和三十七年法律	平成十一年	今秋以降、石油審議会において	緊急時対策
	第三百二十九号)第十八条			
	計量法施行令(平成五年政令			(F)
	一号)第七十二条第二項	¥		定有効期間の延長
	計量法(平成四年法律第五十	平成十年度	検定有効期間の延長を検討中。	燃料油メーターの検
	まで			
	条の十三から第十九条の十五		Į#	5
	政令第四百七十九号)第十九		撤回した。	El
	道路法施行令(昭和二十七年		界が実現困難と判断し、要望を	規制の緩和